

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月29日

弘前市長 櫻田 宏

記

1 競争入札に付する建設工事

- (1) 工事名称 令和2年度 史跡弘前城跡本丸石垣東面（北側）積直し工事
- (2) 工事場所 弘前市大字 下白銀町地内
- (3) 工事期間 契約日の翌日から 令和5年3月20日 まで
- (4) 工事概要 石垣復旧面積 A=448.5m²
石垣修復準備工 N=1式
石材ストックヤード整備工 N=1式
新補石材調達工 N=1式
石垣修復工 N=1式
井戸遺構復旧工 N=1式
排水石積遺構復旧工 N=1式
湧水箇所排水対策工 N=1式
仮設工 N=1式
- (5) 予定価格 ¥540,474,000（税込）
- (6) 支払条件 前金払 有り 部分払 有り
令和2年度の支払限度額は契約金額の約0.5%（前払金40%を含む）とする。
令和3年度の支払限度額は契約金額の約50%（前払金40%を含む）とする。
令和4年度の支払限度額は契約金額の約49.5%（前払金40%を含む）とする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事は、次に掲げる条件を満たしている者が自主結成の方法により3者で結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で施工する方式とする。

a. 共同企業体の代表者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 弘前市契約規則（平成18年規則第52号。以下「規則」という。）第2条の規定により、一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- (3) 公告の日から弘前市条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）提出期限までの間に、弘前市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止期間がないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく、土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- (5) 市の令和2年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において、土木一式工事に登録されていること。

- (6) 平成17年度以降に国指定史跡の石垣修理のうち、1契約の施工規模が500㎡以上の『解体』または『積直し』工事において、単体もしくは共同企業体の代表者として元請施工実績が2件以上あること。（『解体』『積直し』一括の場合は、いずれかが500㎡以上であれば対象とする。）
- ただし、そのうち1件については石垣の孕みを修復することを目的とした工事を対象とし、天災等を起因とした災害復旧工事や既に崩落している石垣の復旧工事は除くものとする。
- (7) 次のいずれにも該当する監理技術者を工事現場に設置できること。
- ①この工事に対応する国家資格を有する者。
 - ②当該入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者。
（建設業法上、技術者を専任で設置しなければならない工事の場合は、本工事の入札参加資格審査申請日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。）
（注）本工事は、技術者等の兼務要件緩和措置対象工事となる。
 - ③平成17年度以降に国指定史跡の石垣修理のうち、1契約の施工規模が500㎡以上の『解体』または『積直し』工事において、監理技術者としての施工実績が2件以上あること。
（『解体』『積直し』一括の場合は、いずれかが500㎡以上であれば対象とする。）
- ただし、そのうち1件については石垣の孕みを修復することを目的とした工事を対象とし、天災等を起因とした災害復旧工事や既に崩落している石垣の復旧工事は除くものとする。

b. 共同企業体の**代表者以外**の構成員の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 規則第2条の規定により、一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- (3) 公告の日から申請書提出期限までの間に、弘前市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止期間がないこと。
- (4) 市内に本店を有すること。
- (5) 構成員2者のうち、1者以上は建設業法第3条の規定に基づく、土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- (6) 市の令和2年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において、土木一式工事A等級に格付けされていること。
- (7) 平成17年度以降に公共工事における土木一式工事で1件の契約金額が5,500万円以上の元請施工実績があること。
- (8) 次のいずれにも該当する主任技術者又は監理技術者を工事現場に設置できること。
 - ①この工事に対応する国家資格を有する者。
（構成員2者のうち、特定建設業の許可を有する1者以上は、監理技術者であること。）
 - ②当該入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者。
（建設業法上、技術者を専任で設置しなければならない工事の場合は、本工事の入札参加資格審査申請日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。）
（注）本工事は、技術者等の兼務要件緩和措置対象工事となる。

c. 共同企業体の構成要件

- (1) 共同企業体の出資比率は次のとおりとする。
代表者の出資比率が最大であり、他の構成員の出資比率が20%以上であること。

3 資格の審査

入札参加希望者は、あらかじめ2に定める資格を有することについて、次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和2年7月8日 正午（FAXに限る。）
- (2) 提出書類（様式は市ホームページよりダウンロードすること。）

※令和元年5月1日より各種様式が変更となりましたので、最新の様式をダウンロードしてご利用ください。

- ①申請書
- ②経営事項審査結果通知書の写し
- ③施工実績調書

※共同企業体の代表者については、2a(6)に掲げる工事の施工実績であることが確認できる資料を添付すること。

※実績1件につき、施工実績調書1枚作成すること。

- ④配置予定技術者調書
- ※共同企業体の代表者の技術者については、実績1件につき、配置予定技術者調書を1枚作成することとし、2a(7)③に掲げる条件を満たすことを確認できる資料を添付すること。

- (3) 提出場所 契約課契約係（FAX 0172-35-2199）

（FAX受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。）

- (4) その他

- ①申請書の内容について別途意見を聴取することがある。
- ②資格の審査結果については申請者に対して別に通知する（令和2年7月10日 通知予定）。なお、予定日までに通知がない場合は、契約課契約係へ必ず連絡すること。
- ③2に定める資格を認められなかった者は令和2年7月13日 午後5時までに説明を求めることができる。

4 設計図書（インターネットによる電子縦覧）

- (1) 設計図書は市ホームページに掲載するので、令和2年6月29日 から 令和2年7月27日 までの期間にダウンロードのうえ縦覧すること。
- (2) 設計図書に対して質問がある場合は、令和2年7月13日 午後5時までに契約課契約係へFAX（0172-35-2199）で提出すること。
回答は市ホームページの「質疑応答」に掲載する。（令和2年7月15日 掲載予定）

5 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年7月28日 午前9時30分
- (2) 場所 弘前市役所前川本館2階入札室

6 入札方法等

- (1) 入札書は郵送により提出するものとする。（様式は市ホームページよりダウンロードすること。）
- (2) 宛 先 〒036-8799
弘前郵便局留 弘前市総務部契約課契約係
（郵送用封筒の作成方法は市ホームページに掲載の「入札参加者用マニュアル」の例によること。）
- (3) 到着期限 令和2年7月22日 必着
- (4) 郵送方法 **一般書留又は簡易書留のいずれかによる。**
（特定記録で郵送された入札書等については、無効とする。）
- (5) 入札書の日付は入札日を記入すること。
- (6) 入札（開札）の執行回数は1回とする。
- (7) 落札者がいない場合は不調とする。

7 入札条件

規則に定める入札参加者心得書を遵守すること。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額の100分の10以上の金額を納付するものとする。
ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合はその納付を免除する。

また、有価証券等の提供、銀行又は市長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、その納付に代えることができる。

9 工事費内訳書及び委任状（委任状については、共同企業体用の様式を用いること。）

- (1) 入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった工事費等を記載した工事費内訳書及び委任状を同封すること。（様式は市ホームページよりダウンロードすること。）
- (2) 委任状の日付は、協定締結日から入札日までで記入すること。

※入札書、工事費内訳書、委任状はホチキス留めすること。

10 入札書記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、必ず事前に電話等で契約課契約係へ連絡すること。ただし、入札書郵送後の辞退については、入札（開札）前までに入札辞退届を持参により提出すること。（様式は市ホームページよりダウンロードすること。）

12 入札（開札）の立会い

入札（開札）にあたり、入札参加資格を有すると認められた者の中から入札立会人を決定し入札立会依頼書をFAXで送付するので、依頼を受けた者は立ち会うこと。

ただし、立会人が入札（開札）時刻までに到着しない場合は、当該入札に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

13 入札（開札）の傍聴

入札（開札）の傍聴を希望する入札者又はその代理人（立会人又はその代理人を除く。）は、5に定める入札（開札）時刻までに来場すること。

なお、入札者の代理人が傍聴を希望する場合は、入札傍聴委任状を持参すること。（様式は市ホームページよりダウンロードすること。）

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札参加者心得書及び郵便入札の条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 工事費内訳書の合計金額に違算がある又は入札金額と一致しない者の入札
- (5) 入札書又は工事費内訳書若しくは封筒に記入もれ、押印もれがある者の入札
- (6) 事前公表した予定価格（税抜）を超える金額の入札

15 同日落札制限

- (1) 本工事は、同日落札制限の対象工事とする。
- (2) 本工事と同日に総務部契約課において開札を行う土木一式工事 の条件付き一般競争入札又は指名競争入札において、本工事より先に開札する工事を落札した者は、本工事の落札者に決定しないものとする。

16 契約の締結

- (1) 落札者には開札終了後電話連絡する。
- (2) 本工事が建設業法上、技術者を専任で設置しなければならない工事の場合は、落札決定連絡後、落札者は速やかに配置予定技術者調書を契約課契約係へ提出すること。
- (3) 本工事は、弘前市議会の議決を要するため、落札決定の翌日から7日以内に仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約となる。
- (4) 落札決定後契約締結までの間において、落札者が市の指名停止措置を受けたり、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

17 その他

- (1) 本入札は、弘前市建設工事最低制限価格制度要領に基づき最低制限価格を設定する。
※令和2年4月1日から施行した最低制限価格制度要領により算出しています。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。
- (2) 入札参加資格を承認された者であっても、承認後市の指名停止措置を受けた者又は入札時において2に掲げる資格を喪失した者は、入札に参加できないものとする。
- (3) 入札参加希望者は入札の概要、設計図書等を熟読のうえ入札に参加すること。
- (4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結することの有無
有（随意契約により締結する予定の工事の範囲等は、別紙図面参照）

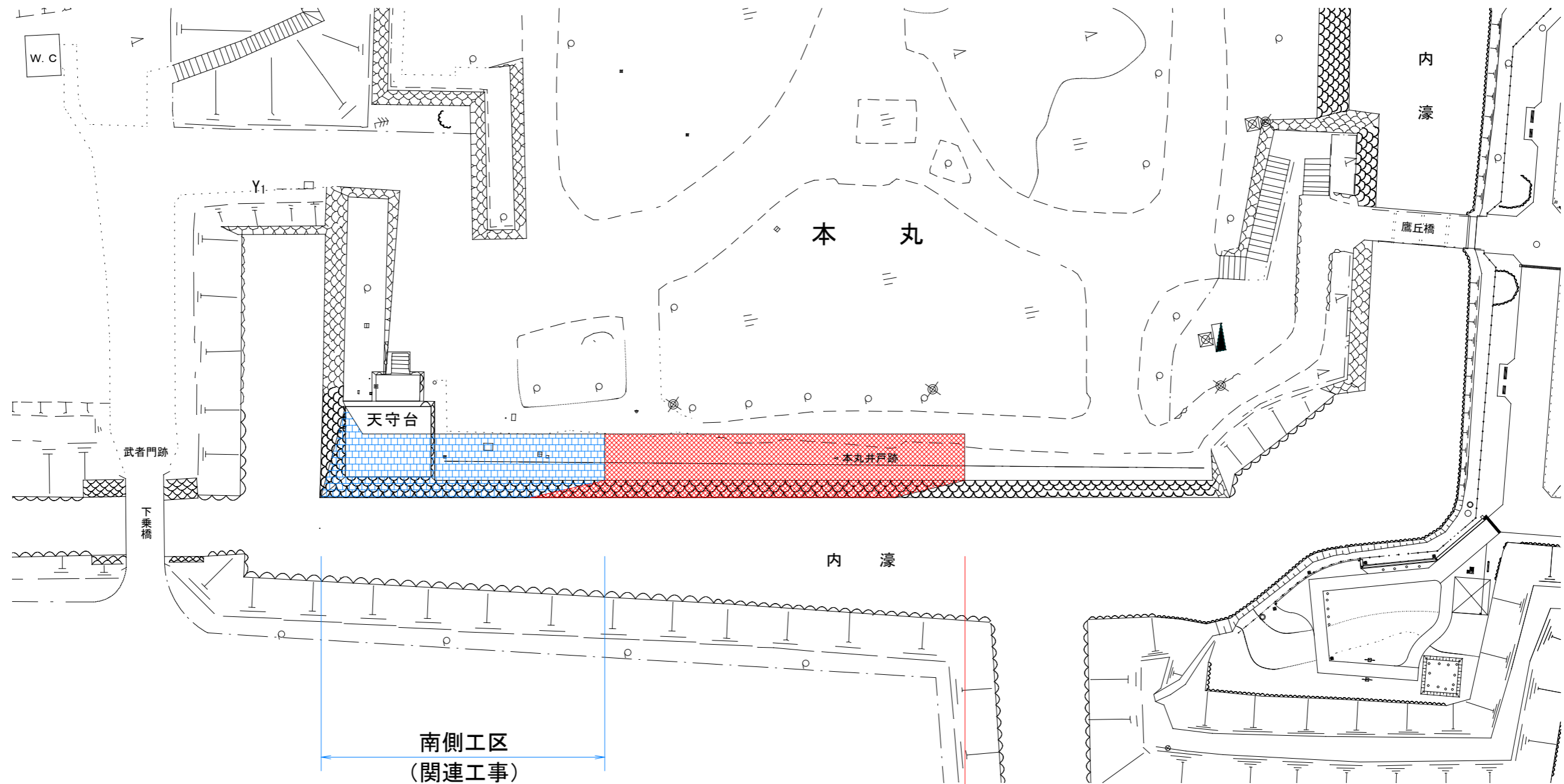
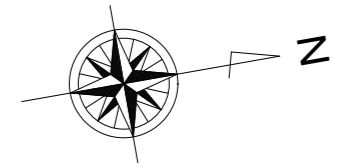
以 上

問い合わせ先

弘前市総務部契約課契約係

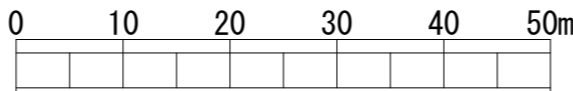
電話 0172-35-1111（内線227、230）

本丸石垣東面積直し範囲平面図



南側工区
(関連工事)

北側工区
(当該工事)



北側工区 (当該工事)

南側工区 (関連工事)